

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
本庄市児玉町河内字新屋敷 三九三番地先から 同市児玉町河内字諏訪山 三五八番一地先まで		区 間
一〇・八〇 一四・三二 二二・七一 四〇・一八	敷地の幅員 (メートル)	
一八〇・七〇		延 長 (メートル)
		備 考